

第 75 回生命倫理専門調査会資料 3 に関する質問事項の確認結果

質問事項	確認結果
p. 2 「調査対象」の仏国の 2 つ目の大学の正式名は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ第 5 大学 ・医学・歯学・薬学・法学・心理学・教育学に関する学部が集まっており、医療に関する法学的研究も行っている。 ・http://www.institutdroitsante.com/cval.html
p. 4 英国の 3, 4 ポツ目にある「人工配偶子」は、言語ではどのような表現であったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・“artificial gametes” と表現されており、先方（BMA）より提供された資料にも同じように記載されている。
P. 4 英国の 5 ポツ目、「人工的に作成した配偶子を母体に戻すことは禁止されている」の表現は、「人工的に作成した胚」の誤りか、それとも、人工精子と自然な卵子を受精させたものを母体にもどす場面も想定したものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・人工精子と自然卵子を受精させたものなども想定されている。 ・正確には、人工物を禁止するという表現ではなく、母体への着床が許される胚はどのようなものかという表現で記述されている。 ”permitted egg”：女性の卵巣から取り出された卵子 ”permitted sperm”：男性の精巣から取り出された精子 ”permitted embryo”：permitted egg と permitted sperm を受精させることで作成された胚。 ”permitted embryo”のみが不妊治療に用いることが可能。
p. 7 米国 [方法（有償/無償）] に書かれている「報酬」は、言語でどのように表現されていたのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・インタビュー録音記録では、“compensate” と表現されていた。
p. 8 韓国の実費に関する細則の情報は翻訳されているか。	<p>生命倫理および安全に関する法律施行規則 第24条（卵子ドナーの実費補償）</p> <p>①法第27条第4項の“保健福祉部令で定める金額”とは、次の各号の金額をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通費 2. 食費 3. 宿泊費 4. 施術と回復にかかる時間に応じた補償金